

議案第52号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を別紙のとおり認定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

認定路線調書

番号	路線名	起終点(番地先)		幅員(m)	延長(m)
1	市道 3315 号線	起点	守谷市松並字沼崎 1776-8	2.7～4.0	111.16
		終点	守谷市松並字沼崎 1749-1		
2	市道 3322 号線	起点	守谷市松並字沼崎 5172	3.6	496.50
		終点	守谷市松並字沼崎 1749-4		
3	市道 3808 号線	起点	守谷市松並字沼崎 1780-1	6.0	300.00
		終点	守谷市松並字沼崎 5225-5		

市道認定略図



拡大図

つくばみらい市

3808 号線

3315 号線

3322 号線

郷州沼崎線

つくば国際
松並保育園

1/3,000

略図

つくばみらい市

3808 号線

3315 号線

3322 号線

郷州沼崎線

1/10,000

提案理由（議案第 5 2 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、つくばエクスプレス総合基地拡張整備事業に伴う造成工事により認定を廃止する 2 路線について、起点・終点を変更し、新たに認定するものです。

また、造成工事区域内で廃止した路線の付け替え道路として、1 路線を新たに認定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。